

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が学校の教育活動費、人件費を含む必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年度予算において、教材費、旅費が国庫負担から除外されたため、教材費の保護者負担が増加するとともに、教職員の資質向上に必要な研修や、学校行事の安全指導のために必要な下見などが制限されたことで教育活動にも支障が生じています。さらに、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたため、各都道府県の財政を大きく圧迫しています。今のままでは、財政規模の小さなところでは十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

このため、平成26年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費などを復元すること。

平成25年 6 月21日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
宛

長野市議会議長 柊 津 栄 喜